

厚生年金（旧法）財政の実態と評価

金子能宏
田近栄治

I はじめに

わが国の本格的な高齢化を目前として、公的年金をめぐる動きが急である。1986年の改革では基礎年金制度が導入され、国民年金財政の立て直しが図られる一方、厚生年金でも年金給付額の引き下げが図られた。続く、1989年の年金再計算においては、厚生年金財政の将来見通しはますます厳しくなり、保険料率が30%を超える事態が予測され、給付の支給開始年齢の引き上げが提案された。この改正案が実現されないまま厚生年金財政は、ますます厳しくなっているが、その間にも女性の晩婚化、出生率の低下などが続き、年金財政の将来見通しの改定が迫られている。そうしたなかで、1994年度の年金再計算が進められ、給付の支給年齢の引き上げのほかにも、年金額の算出のもとになる過去の報酬の再評価の引き下げが図られている。

こうしたなかで、公的年金財政の今後をさぐり、そのなかでさまざまな世代や、さまざまなライフスタイル（単身、既婚、夫単独稼得、共稼ぎ（夫婦複数稼得）……）によって年金の給付と負担の関係がどのようになるか明らかにすることは、年金研究者に課せられた大きな課題である。と同時に、そうした研究の積み重ねを経て、新しい時代に即応した公的年金のあり方も次第に明らかになっていくものと思われる（田近他、1993）。

しかし、今後重点をおいた研究を進めるうえで乗り越えておかなければならない問題がある。それは、現在の厳しい財政事情を招いたこれまで

の年金政策の実態の解明である。厚生年金は、1986年の改正によって旧法と新法に分けられ、1927年4月1日生まれまでの人には旧法が、それ以降に生まれた人には新法が適用されることとなった。過去の政策という観点からすれば、すでにほとんどの人の給付が確定している旧法の実態の解明を急がなければならない。本稿の目的は、この課題と取り組むことである。

我々はまた、年金財政の実態を明らかにするうえで、方法上の面からも一つの貢献を目指した。これまでの年金財政に関しては、「代表的」な個人を取り上げ、その生涯に及ぶ年金の負担と給付の関係をさぐった数多くの研究や、財政再計算にみられるような集計された年金財政の分析を行ったものがある。しかし、賦課方式により年金の負担がさまざまな世代に影響を及ぼす場合、たんに代表的な個人の負担と給付の関係をさぐるだけでは、不十分である。ある年次に生まれた男子と女子のうちで厚生年金に加入した人々のグループ（コーホート）全体でみた、平均的な負担と給付の関係を明らかにしないことには、世代間の公平性を論じることはできないであろう。豊かになった若い世代が、それ以前の世代と比べてより多くの負担をすることは社会的に認められるとしても、世代間の平均的な負担の格差を示してはじめて、これまでの年金政策の評価ができる。また、この評価は、今後の年金政策の見直しにも役立つはずである。

したがって、各コーホートの分析ができ、その集計として年金財政の全体が明らかとなるような、計測が必要である。我々は、そうした方法を厚生

年金の旧法に適用することを目指した（この方法は、新法では、将来予測という形で適用可能である）。いわば、各コーホートの生涯を追いかけることができる一方、一時点ではさまざまなコーホートの負担と給付の集計にも使えるデータベースを作り上げることを目指した。

以上、本稿のねらいと方法上の特徴について述べた。分析では、男女それぞれのコーホート別の負担と給付の関係をさぐった。その際とくに、将来の年金財政に大きな影響を与えたと思われる、物価スライド（給付のインデクセーション）に焦点を絞り、それにより給付がどの程度影響を受けたかを明らかにするように努めた。

本稿の構成は、次の通りである。第II節では、年金財政の全体を扱ったマクロ的な分析と、特定世帯を想定したうえで公的年金の所得移転効果を分析するミクロ的な分析とを概観し、上に述べた我々の方法の特徴を明らかにする。第III節では、旧法厚生年金の被保険者・受給者のコーホート分解に基づく、我々の推計方法をまとめる。第IV節では、コーホート別にみた負担と給付の関係を示した後、インデクセーションの問題を取り上げ、その効果を分析する。第V節では、要約と今後の課題が述べられる。

II 公的年金財政の分析方法

小椋・西元（1984）は、厚生省年金局の昭和59年財政再計算と比較することを留意しつつ、厚生年金の収支バランスを保つ保険料率の年齢階級別の推移を、昭和56年における旧厚生年金制度と改正案に分けて昭和56年から昭和100年までの期間について推計した。彼らは、昭和56年における厚生年金の男子・女子各々の加入プロフィールが将来にも当てはまると仮定して、将来世代の厚生年金加入者数、保険料拠出額、給付額を推計した。そして、単年度の収支を均衡させる料率としてシミュレーションにより将来の保険料率を算出して、60歳支給よりも65歳支給の場合の方が保険料率が低くなることを確かめている。

彼らの分析から、我々は、単年度収支均衡のも

とでの支給開始年齢の引き上げが保険料率に及ぼす影響を知ることができる。ただし、彼らの分析は厚生年金の収支均衡に限定されており、また国庫負担と年金財政収支の問題は扱われていない。そこで、本間・跡田（1984）は、昭和55年の厚生省年金財政再計算の加入者予測等を利用して、国庫負担が給付の一定率とする場合と一般会計の一定率とする場合を想定し、昭和58年現行法と改革案それぞれの場合の年金財政収支についてシミュレーション分析を行った。さらに、厚生年金と国民年金を対象とするために、小椋・西元の厚生年金財政のモデルに国民年金のモデルを結合して各々の年金制度の収支に関するシミュレーション分析を行ったのは、野口他（1986）である。この分析では、経済の状況を規定する変数を複数設定して年金財政の将来推計が行われており、物価スライド制のもとでも実質賃金上昇する場合には保険料率の引き上げの程度が軽減されることが指摘された。他方、牛丸（1982）は、現役勤労者の賃金水準と受給者の年金額との比率を昭和30年から53年まで推計し、物価スライド制度の導入がこの比率を引き上げる反面、年金財政支出を増大させる要因であることを指摘した。

さらに、野口他（1986）のモデルを利用して国庫負担を賄う租税負担を含めた年金財政および給付と負担の関係を検討したのが、植田・岩井・橋本（1987）である。彼らは、年金財政に影響する保険料率に加えて国庫負担を賄う租税負担のあり方を含めて分析するとともに、世代別の年金の給付負担比率を推計した。具体的には、彼らは、政府の年金基金への補助を賄う租税負担を加えた個人の負担に対する給付の比率を、厚生年金と国民年金のそれぞれについて世代別、財源の方式別に計測した。厚生年金保険と国民年金におけるそれぞれの給付負担比率の推計から、世代間で比較すると年齢の高い人々ほど給付負担比率が高く、公的年金の start-up effect がみられること、および支給開始年齢を65歳へ引き上げると給付負担比率は各世代について低下し、賦課方式への移行時期が繰り延べられることが示唆されている。

これに対して、厚生年金制度の収益率および拠

出と給付の関係に注目して世代間移転に関する従来の分析の特徴は、年金財政の収支の分析が世代全体を対象とするのに対して、特定の属性をもつ世帯を選択して分析する点である。世帯類型を選択した後に、その世帯の生涯における保険料拠出額と受給額を推計するのに当たり、時系列データを利用するものと、横断面データを応用するものとがある。

木村(1981)は、時系列データによる厚生年金の費用便益分析に従って、1930年生まれのコホートを対象として、学歴、性、勤務する企業規模といった属性等の異なる厚生年金加入者の収益率を計測して、加入者間での収益率格差を分析した。この分析では、1930年生まれのコホートに関する厚生年金の内部収益率を計測するために、年齢別の拠出額と受給額が推計されている。拠出額は、分析対象となる者に対応する年齢階層別賃金を、『賃金構造基本調査』の「年齢階層別1カ月あたり平均現金給与額」の覧を接続していくことにより求め、こうして得られた年齢別賃金に法定の保険料率を掛けて年齢別の拠出額を推計した。この拠出額に給付の算定式を適用することにより新規裁定額を求め、分析対象の属性別の受給者の受給額を算出した。このように『賃金構造基本調査』の年齢階級別の現金給与のデータからコホート別の保険料拠出額を推計する方法は、橋木・下野(1982)や牧・古川・渡辺・田村(1991)にも採用されている。第III節でみるように、我々もこの方法に従って年齢別の保険料拠出額を推計した。

分析対象として選択された1930年生まれの独身男女、既婚男女のグループ間比較では、独身女子がとくに収益率が高く、次に既婚男子、続いて独身男子の順に収益率が高い結果がみられた。他方、牧・古川・渡辺・田村(1991)は、コホート別の家計単位の年金受給額の拠出額に対する比率を算出して、その比率が若年世代ほど低下する傾向があり、60歳支給と65歳支給のいずれの場合にも、ある世代以降の若年世代では1以下となることを指摘している。

一方、高山(1981)が旧法厚生年金を対象としたのに対して、1986年度に改正された新法厚生年金

制度における世代間再分配を推計したのが、麻生(1992a, 1992b)である。彼は、賃金プロフィールが各世代共通であるという仮定をおいて、このプロフィールを分析の基準として選んだ年度における年齢別の賃金に関する横断面データを用いて推計し、それを他の世代に当てはめて各世代の賃金プロフィールを推計した。こうして得られた各世代の年齢別賃金に再評価率を掛けて標準報酬月額を算出し、平成元年版『財政再計算』の65歳支給の場合の保険料率を標準報酬に掛けることにより世代別の拠出額を推計した。受給額は、定額部分、報酬比例部分、遺族年金、配偶者の受ける加給年金、および振り替え加算の総額として、世代別の受給額を推計した。本稿で取り上げる夫単独稼得世帯をみると(麻生, 1992a), 新法厚生年金制度による世代間所得移転(60歳時評価の純移転額)は1935年生まれ世代をピークとして低下傾向にあり、1965年以降に生まれた世代ではそれがマイナスになることが示された。ただし、年金による所得移転の低下傾向は、親子間のケアの費用と遺産による便益を考慮すると、家族内の世代間移転によって相殺される傾向があることが指摘されている(濱本, 1992)。

以上のように、従来の公的年金に関する研究は、年金財政全体の収支の分析では、財政収支と保険料率の関係や将来の年金財政の推移と世代ごとの給付と負担の関係が議論され、公的年金財政の動向に影響する要因あるいは政策を分析することは十分にはなされていない。他方、公的年金の機能の一つとして所得再分配を取り上げ世代間移転を分析する場合には、世帯類型に分解された個別家計を対象に負担と給付の関係や収益率が分析されてきた。ただし、この分析においても、過去の年金政策がこれらの指標に現れる再分配効果にどのように影響したかは、十分には検討されていないように思われる。本稿では、旧法厚生年金を対象として、この制度が適用されるコホート(世代)を男女別の受給者に分けて、負担をする世代と給付を受ける世代をそれぞれ集計すると旧法厚生年金財政を跡づけることができることをみたうえで、コホートごとの負担と給付の関係を検討する。

そして、この関係が、旧法厚生年金制度において拡充されてきた物価スライド制度とどのように関連しているのかを明らかにする。次の節では、このような意図で我々が採用した旧法厚生年金財政の推計方法について述べることにする。

Ⅲ 推計方法の概要

1. 被保険者と保険料のコホート推計

毎年の男女被保険者の数と男女合計の保険料(保険料徴収額)が、『事業年報』(社会保険庁)に掲載されている。我々は、この集計データと整合的なコホート別の被保険者数と保険料を推定するために、次のような方法を選択した。

男女別5歳階級別の被保険者数を求める方法は、我々が利用できるデータの相違により次のような3つの方法に分けられる。まず、1988年から1981年までの期間については『事業年報』に男女別5歳階級別の被保険者の割合が掲げられているので、この比率を『事業年報』の被保険者総数に掛けることによって男女別5歳階級別の被保険者数を推計した。1980年以前についてはこの数値が示されていないので、まず1980年から1966年までの期間は1981年の『事業年報』に記された男女別5歳階級別の被保険者比率を適用し、これを『事業年報』各年版に示された被保険者総数に掛けることによって、男女別5歳階級別の被保険者数を求めた。

1965年から1955年の期間は1965年の「財政再計算資料」(『厚生年金保険25年史』所収)に記された男女別5歳階級別の被保険者比率を適用した。これらの比率は男女別に100%となるものなので、年齢階層別の男女合計の被保険者数をこの比率によって求めた。次に、この時点の被保険者の男女比率を推計する必要があるが、そのために『賃金構造基本調査』に記載された年齢階級別の男女労働者数(調査産業計)を利用した。『事業年報』に記された総被保険者数にこの年齢階級別男女労働者数比率を掛けて男女別の被保険者数を算出し、これを性別に合計した被保険者総数に上記の「財政再計算資料」による年齢階層別被保険者比率を

掛けることにより、男女別年齢階層別の被保険者数を推計した。以上の方法により、男女別年齢別被保険者数の総和は年度ごとに『事業年報』に記された総被保険者数と一致する。

男女、コホート別保険料については、男女の平均標準報酬月額、男女間の保険料率の格差、男女別被保険者数を用いて、各年の実効保険料率を男女別に求めた。次に、コホート別の賃金にここで求めた保険料率を掛け、一時点のすべてのコホートの保険料の合計が毎年の保険料総額に等しくなるようにするための、調整計数を求めた。この計数は、労働省『賃金構造基本調査』に報告されている「毎月決まって得られる現金給与」を標準報酬月額に換算するためのコンバージョン・ファクターであるが、これはコホート別の標準報酬月額が公表されていないために、コホート別の賃金から標準報酬を推計するために利用したものである。

2. 受給者数と受給額のコホート推計

受給者数と受給額のコホート・データは、1981年度以降の『事業年報』に掲載されている。すなわち、この年度以降については、毎年新たに年金を受給した人の数と受け取った額の年齢別データが、男女別に得られる。それ以前は、男女合計の新規裁定者数と裁定額しか得られないので、新規裁定者を男女別に分けなくてはならない。そこで注目したのは、男女の受給額の比率が、1981～88年度の期間において安定しているという関係である。老齢年金の場合この比率は、男子1に対して女子0.67程度であり、通算老齢年金の場合0.83から0.9である。一方、男女平均の新規受給額、新規裁定総額がわかっているので、この男女受給額比率を用いることによって、毎年の内部計算による新規受給額が、公表された新規受給額と等しくなる男女受給者数を推定した。実際の計算では、男女受給額比率として、1981年度の値を用いた。

毎年の男女新規裁定者数が推定できたところで、次の問題は、この男女新規裁定者数をどのようにしてコホートに分解するかである。この点に関

しては、とくに有用な情報が得られなかったため、我々は1981年度の年齢階層別新規受給者シェアをそれ以前の年に適用することにした。これは、コーホート別新規受給者パターンの変化を無視したきわめてラフな推計方法であり、今後何らかの修正が必要と思われる。今後の課題は残されたが、こうして求めたコーホート別男女別の新規受給者数に各年の新規裁定額を乗じることにより、コーホート別男女別の新規受給額を得ることができる。

以上のように新規裁定者を得たうえで、毎年の男女別年齢別の受給者数を求めるために、我々は、毎年の投資額から資本ストックを求める方法を応用した。それを例示すると次の通りである。1900年生まれのコーホートのうち10万人が、1955年にはじめて年金を受給したとする。このうち、一定の数は55歳の失権率に従って死亡する。次に、1956年にまた新たに、このコーホートのなかから、たとえば3万人が受給を開始する。この3万人とすでに前年に受給を開始し1956年にも受給を続けている人を加えた数が、1956年の受給者数である。

このようにして、新規受給者が出現する限り、これをあたかも今期の投資とみなし、それまでの受給者に（概念的には減価償却率と同一である）一定の失権率を乗じつつ、加算していく。ここで、失権率は「財政再計算」各年度版の基礎率として掲げられたものである。新規受給者が出現しなくなつてからは、すでに年金を得ている人は漸次失権率に従って減少していく。以上の計算を、男女とも最長年齢を90歳と仮定して、男女すべてのコーホートに施すことによって、毎年の老齢年金と通算老齢年金との受給者数を内部計算によって求めることができる。

さらに、老齢年金と通算老齢年金の男子受給者からの失権者のうち遺族を有する者には、遺族年金と通算遺族年金（昭和51年以降）が支給される。遺族年金はすべて妻が受け取ると想定して、それぞれの遺族年金の新規裁定者は、2つの種類に分けられる。男子被保険者数に有配偶率を掛けて配偶者のいる男子被保険者数を求め、これに死亡脱退率を掛けて、被保険者が死亡した場合に与えら

れる遺族年金の新規裁定者数を推計した。老齢年金と通算老齢年金受給者が死亡した場合に関しては、各年度の男子の年齢別失権者数に年齢別有遺族率を掛けることにより、遺族年金と通算遺族年金の新規裁定者数を算出した。受給期間は、遺族年金を受ける者が妻であり、夫と妻との年齢差は3歳としたので、夫が失権したときの妻の年齢が90歳になるときまでの期間とした。

残る問題は、コーホート別新規裁定額の決定である。これは、毎年の新規裁定受給者数にその裁定額を乗じることによって得られるが、1974年以降は物価スライドがなされていることに注意しなければならない。すなわち、この年度以降の受給額は、その後物価スライドされるたびに、スライド率に従って受給額を膨らませていかなくてはならない。以上、受給サイドの計測方法の概観について述べた。

制度上、厚生年金の給付は、老齢年金、通算老齢年金、障害年金、遺族年金、通算遺族年金に分けられているが、ここでは年金財政という面から性格を異にする障害年金を除く、その他すべての年金を取り上げて受給額を算出した。遺族年金は、被保険者または受給権者が死亡した場合に受給資格が成立するので、表1では、この推計の基礎ともなる老齢年金と通算老齢年金の受給総額の推計値と実際値とを示した¹⁾。これによって、上に述べた推計方法が、コーホート別に受給額を求めこれを年度ごとに集計することにより毎年の年金財政支出の動向を把握することができるものである点を確かめることができる。

IV 推計結果

1. コーホート別にみた給付負担比率

人口統計、被保険者比率および新規裁定者数を推計の土台として、年金の負担と給付のコーホート・データを作り上げ、年度ごとに拠出総額と給付総額を推計する方法を、第III節で概観した。保険料の場合、上に述べたように、賃金と標準報酬月額との関係を内部計算による拠出総額が『事業年報』によるその値に合うように調整するため、

表1 厚生年金(旧法)の受給者数と受給額

年度	老齢年金				通算老齢年金			
	受給者数(千人)		受給額(億円)		受給者数(千人)		受給額(億円)	
	推定値	実績数	推定額	実績額	推定値	実績数	推定額	実績額
1955	2.26	3.41	1.0	1.4	-	-	-	-
1960	42.71	41.40	21.1	17.2	-	-	-	-
1965	216.07	195.98	227.4	179.8	11.0	9.87	3.9	3.6
1970	609.91	519.69	812.9	890.0	118.94	90.15	67.8	62.1
1975	1,199.38	1,032.47	6,492.9	6,894.5	582.93	476.77	1,026.8	1,042.7
1980	2,293.02	2,022.74	24,657.6	24,436.5	1,665.17	838.36	4,610.3	4,104.0
1985	3,599.64	3,239.95	49,887.5	47,384.3	2,617.69	2,066.27	8,145.4	6,869.7
1988	3,386.26	3,453.96	61,037.7	53,732.2	2,932.40	2,292.72	10,008.5	7,889.7

出所：受給者数と受給額は筆者推計。受給者の実績数と受給額の実績額は『事業年報』(社会保険庁)各年度版による。

コーホート・データの積み上げ額は毎年の保険料総額と一致している。他方、受給者は毎年の新規裁定者から積み上げて推計しているために、我々の推計は、必ずしも毎年の受給者数と一致する保証はない。上述したようにここでは、毎年の投資額の積み上げ計算から、資本ストックの額を求めることと同一の計算を行っている。しかし、この方法によれば、昭和61年改正以後、各時点で新規裁定を受けた老齢年金受給者とそれから派生する遺族年金受給者をすべて推計できる長所がある。

したがって、本節では、以上のように旧法の被保険者と受給者、保険料と受給額の分解を行ったうえで、旧法厚生年金が適用されるコーホートのうち1955年以降のデータから推定できるすべてのコーホートについて、年金の負担と給付に関する推計結果を述べる。1955年時点においては1895年生まれのコーホートが60歳支給開始年齢を迎えるが、1895年以後1900年生まれ以前のコーホートについては、60歳以上65歳までの間に被保険者である比率の補完が、データの制約から完全に行うことができなかった。そのため、支給開始年齢後にも被保険者となる場合を含めて、被保険者と受給者を推計することのできる1901年生まれ以後のコーホートについて検討する。

そして、我々は旧法厚生年金における物価スライド制の影響を給付負担の関係においてみるために、次の3つのケースについて推計を行った。第1のケースは、過去の物価スライド制を所与とし

て、改正以後のインデクセーションを賃金インデックスとみなした場合である。第2のケースは、もし物価スライドが過去においてなされておらずかつ将来においてもなされない場合である。第3のケースは、第2の想定に加えて、後述する遺族年金の最低保障額の改定もなされなかった場合である。また、生涯の負担を上回る受給額は、国庫と後代世代からの移転であるから、この推計からそれぞれのコーホート全体としてみた場合の受給者に対する所得移転額を求めることができる。ここで重要なのは、この移転額が、世帯属性を特定化して世代別の単一の家計に関する拠出額と受給額から測られる所得移転額ではなく、各々のコーホート全体としての移転額であるという点である。

表2(1)は、割引率を5.5%(平成元年度「財政再計算」の運用利回り)とする推計結果をまとめたものである。まず、これらの表においてコーホート別に生涯給付と負担の現在価値を計算し、それぞれをBとCと名付ける。したがって、B-Cは、このコーホートへの移転額であるが、表ではそれをCで割った値、すなわち純給付額に対する負担額の比率を示してある。また、 $(B-C)/C$ に1を加えたものが、コーホート別の年金の給付額と負担額の比率となる。次に、旧法では給付額の5分の1を国庫から補助していたので、 $(B*0.2)/C$ を求め、それを租税移転と名付け、表に示した。総移転額から租税移転分を控除した部分、すなわち $(B-B*0.2-C)/C$ は「後代世代からの移転」

表2 旧法厚生年金の給付・負担関係と移転効果

(1) 旧法厚生年金(老齢年金)において過去における給付額の改定が行われ、かつ改正後は4%の賃金インデクセーションが行われると仮定する場合

生年	男子			女子		
	(B-C)/C	租税移転	後代移転	(B-C)/C	租税移転	後代移転
1901	14.06	3.01	11.05	7.17	1.63	5.54
1902	12.57	2.71	9.86	7.27	1.65	5.62
1903	12.34	2.67	9.67	7.62	1.72	5.90
1904	12.68	2.74	9.94	9.04	2.01	7.03
1905	13.96	2.99	10.97	9.83	2.17	7.66
1906	14.34	3.07	11.27	11.20	2.44	8.76
1907	11.53	2.51	9.02	9.79	2.16	7.63
1908	10.00	2.40	8.60	10.38	2.28	8.10
1909	11.37	2.47	8.90	11.60	2.52	9.08
1910	11.59	2.52	9.07	13.56	2.91	10.65
1911	11.97	2.59	9.38	13.52	2.90	10.62
1912	12.06	2.61	9.45	14.05	3.01	11.04
1913	10.40	2.28	8.12	12.90	2.78	10.12
1914	11.67	2.53	9.14	15.54	3.31	12.23
1915	12.26	2.65	9.61	16.85	3.57	13.28
1916	12.95	2.79	10.16	17.80	3.76	14.04
1917	12.54	2.71	9.83	18.41	3.88	14.53
1918	11.25	2.45	8.80	16.83	3.57	13.26
1919	10.53	2.31	8.22	16.88	3.58	13.30
1920	7.70	1.74	5.96	13.16	2.83	10.33
1921	8.21	1.84	6.37	14.47	3.09	11.38
1922	7.50	1.70	5.80	13.45	2.89	10.56
1923	7.10	1.62	5.48	12.35	2.67	9.68
1924	5.45	1.29	4.16	10.69	2.35	8.34
1925	5.07	1.21	3.86	10.17	2.23	7.94

注:1) B:受給金額の新規裁定時(生年別に60歳時点)の割引現在価値

C:拠出金額の新規裁定時(生年別に60歳時点)の割引現在価値

2) 租税移転:給付額の5分の1に相当する国庫負担部分の拠出に対する比率=
 $(B * 0.2) / C$

3) 後代移転:総移転額から租税移転部分を控除した部分= $(B - \text{租税移転} - C) / C$

出所:筆者推計。

であり、それも表に示した。

表2(1)では、この純給付と負担の比率は、男子においては1901年生まれの14.06から1925年生まれの5.07まで一貫して減少している。女子では、1915年生まれからこうした傾向が顕著であるが、それ以前のコーホートでは、むしろ負担に対して給付が増加する傾向がある。旧法では、年金の受給資格を得るために一定期間以上の被保険者期間が義務づけられていたが、女子の場合この資格期間を満たすことができなかったため、若いときに保険料を納入したものの年金を受給することがで

きなかったケースが多い。その結果、1910年代中ごろ以前に生まれた被保険者では、むしろ生年が新しいほど受給者が増え、給付負担比率が上昇したと思われる。その後はむしろ男子の給付負担比率よりも女子の方が高くなるが、これは女子の保険料の方が低かったこと、および全体として女子の受給期間の方が長いことによる。

以上、男子と女子では、純給付・負担比率の推移に若干違いがあるが、その特徴は、きわめて高い値をとっていたこと、および全体として低下傾向にあることなどを指摘できる。男子、女子とも

- (2) 旧法厚生年金において過去における給付額の改定がなく、かつ老齢・通算・遺族・通算遺族における将来のインデクセーションもないと仮定した場合

生年	男子			女子		
	(B-C)/C	租税移転	後代移転	(B-C)/C	租税移転	後代移転
1901	9.06	2.01	7.05	1.66	0.53	1.13
1902	7.80	1.76	6.04	1.64	0.53	1.11
1903	7.34	1.67	5.67	1.70	0.54	1.16
1904	7.14	1.63	5.51	2.06	0.61	1.45
1905	7.98	1.80	6.18	2.64	0.73	1.91
1906	7.75	1.75	6.00	3.13	0.83	2.30
1907	5.76	1.35	4.41	2.62	0.72	1.90
1908	5.77	1.35	4.42	3.21	0.84	2.37
1909	5.56	1.31	4.25	3.45	0.89	2.56
1910	5.61	1.32	4.29	4.26	1.05	3.21
1911	5.91	1.38	4.53	4.48	1.10	3.38
1912	5.87	1.37	4.50	4.69	1.14	3.55
1913	6.04	1.41	4.63	5.41	1.28	4.13
1914	6.60	1.52	5.08	6.69	1.54	5.15
1915	7.29	1.66	5.63	7.90	1.78	6.12
1916	8.15	1.83	6.32	9.15	2.03	7.12
1917	8.01	1.80	6.21	9.80	2.16	7.64
1918	7.25	1.65	5.60	9.66	2.13	7.53
1919	6.70	1.54	5.16	9.56	2.11	7.45
1920	5.09	1.22	3.87	7.81	1.76	6.05
1921	5.56	1.31	4.25	8.69	1.99	6.70
1922	5.06	1.21	3.85	8.42	1.88	6.54
1923	4.66	1.13	3.53	7.66	1.73	5.93
1924	3.43	0.89	2.54	6.55	1.51	5.04
1925	3.16	0.83	2.33	6.30	1.46	4.84

注：記号は表2(1)と同様である。

出所：筆者推計。

に年金保険料負担の10倍を超える給付を受けていたことは、注目すべきであろう。給付に占める移転部分については、1920年以降に生まれた男子を除いて、男子、女子ともに生涯負担額の2～3倍の租税移転を受けていた。その残りが後代世代による移転であるが、この部分だけでも旧法対象のいくつかのコーホートでは生涯負担額の10倍近い値となり、多くのコーホートにおいてその値は5倍以上となった。つまり、所得移転の多くは後代世代からであったことが理解できる。しかし、ここで示されたような後代世代に大きく依存する高い給付が、結局は後代世代のつけとなって現れることは明らかである。なお、この点は、厚生年金新法が適用されるコーホートを対象とする公的年金

財政の将来推計において分析する。

2. 給付負担比率とインデクセーション

旧法厚生年金が保険料率を漸次引き上げて、修正積立方式といわれるにもかかわらず、第1項の分析が示したように拠出に比べて給付が高かったのはなぜであろうか。その要因として我々が注目するのは、給付改定ともいわれるインデクセーションである。

わが国の公的年金では、新規裁定時においてそれまでの月収を裁定時の額に評価し直すという再評価制度が適用されているばかりか、ひとたび裁定された年金額は、年金の再計算時点で賃金上昇率に見合う改定を行い、その間も物価スライドを

- (3) (2)に加えて、遺族年金における最低保障額の引き上げが行われなかったと仮定した場合

生年	男子		
	(B-C)/C	租税移転	後代移転
1901	4.81	1.16	3.65
1902	4.24	1.05	3.19
1903	4.18	1.04	3.14
1904	4.29	1.06	3.23
1905	5.24	1.25	3.99
1906	5.31	1.26	4.05
1907	4.06	1.01	3.05
1908	4.29	1.06	3.23
1909	4.36	1.07	3.29
1910	4.64	1.13	3.51
1911	5.10	1.22	3.88
1912	5.20	1.24	3.96
1913	5.48	1.30	4.18
1914	6.16	1.43	4.73
1915	6.93	1.59	5.34
1916	7.91	1.78	6.13
1917	7.85	1.77	6.08
1918	7.14	1.63	5.51
1919	6.64	1.53	5.11
1920	5.06	1.21	3.85
1921	5.55	1.31	4.24
1922	5.05	1.21	3.84
1923	4.66	1.13	3.53
1924	3.43	0.89	2.54
1925	3.16	0.83	2.33

注：記号は表2(1)と同様である。

出所：筆者推計。

施すなど、いわば堅固な賃金インデクセーションが行われている。したがって、いったん高い水準で年金の給付額が定まると、その負担を後代世代から取り除く術は、後代世代の人口増加を見込むか、年金受給世代が後代世代の負担を考え遺産を残すかなど、いずれも年金制度の枠を超えた手段しか残らない。

このように年金制度を考えるうえで、物価スライドを含む給付額の改定は、本質的なことであると考えられる。賃金の再評価制度のもとでも、年金の新規裁定額を減らすことなく後代世代の負担を軽減する手段として、年金額の改定率を抑える方法があるからである。インフレが進むなかで、すでに裁定された年金額を改定しなければ、その

実質価値は下がり、後代世代の負担は軽減する。また、完全に改定しないまでも、後代世代の賃金上昇率まで既裁定額を改定しなければ、後代世代の負担はそうでないときに比べ、軽減されることになる。

したがって以下では、毎年の新規裁定額をそのままにして、厚生年金の既裁定額に対する改定がなかった場合のコーホート別の給付負担を検討する。既裁定額のインデクセーションに焦点を絞った場合でも、その内容は2種類に分けられる。第1は、老齢年金または通算老齢年金の年金額を、受給期間の各年度において賃金上昇率または物価上昇率に従って改定していくインデクセーションである。第2は、遺族年金の年金額は老齢年金と通算老齢それぞれの年金額にリンクしているために、第1のインデクセーションにより毎年上昇していくが、さらに遺族の生活保障のために、以下の表4に整理されるような年金額(加給年金額を除く)の最低保障額の改定がほぼ3年に一度の間隔行われてきたことである²⁾。

以上のような改定の方法の違いによって、ネットの給付と負担の関係がどれほど異なっていたかをみるために、我々はまず、表2(1)で示した旧法制度の場合(ケース(1))における給付負担比率を基準として、既裁定額のインデクセーションがなされずかつ改正後の期間(1986年以後)において4%のインデクセーションが行われない反面、改正以前において遺族年金の最低保障額の改定が行われた場合(ケース(2))の給付負担比率を求める。ついで、ケース(2)の改定と最低保障額の改定の両方がなされなかったとする場合(ケース(3))について同様の計測を行った。

まず、我々が用いた既裁定の給付額の改定率を示す。表3は、1955年度から厚生年金法の大改正が行われた1986年度までの改定率を示したものである。

厚生年金新法に関する年金財政収支の将来推計において、4%の賃金インデックスが行われる場合を基準となるケースとして前提したため、1987年度と1988年度の改定率はこの分析と整合性を保つために4%の値を設定した。

表3 厚生年金旧法の給付額の改定率 (単位：%)

年度	1955	1956	1957	1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964
改定率	0	0	0	0	0	0.31	0.014	0	0	0
1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975
1.41	0.0196	0	0	0	0.064	0	0.018	1.145	0.161	0.218
1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986
0.215	0.094	0.067	0.034	0.144	0.078	0.04	0	0.02	0.034	0.27

出所：筆者作成。

1970年まではほぼ5年おきに財政再計算と呼応して給付額の引き上げが図られている。なかでも1965年度の改定幅は大きく、141%となっている。その後、1973年度に物価スライドが法定化されて以来、折からの石油ショックとインフレのなかで給付額は大幅に引き上げられていった。そして、1980年代に入っても給付額の引き上げは続いた。

このような持続的な新規裁定額の改定がなされずかつ将来における4%のインデクセーションが行われなかったならば(ケース(2)),年金の給付と負担の関係はどうなっていたであろうか。この点に関する推計結果を示したのが、表2(2)である。

表2(1)に示された(B-C)/Cから表2(2)のそれを引くことによって、生涯負担に対する給付額の改定による給付の改善の大きさを知ることができる。その結果は、1901年生まれの男子、女子でそれぞれ5.00、5.51であり、生涯給付の5倍を上回る給付の改善が、インデクセーションによる既裁定年金額の引き上げに基づいていたことがわかる。この改善率は男子の場合、1915年生まれまで4倍以上の水準であり、女子では1920年生まれでも5倍近くであった。このように旧法厚生年金においては、たんに給付の水準が高かっただけでなく、高い水準がすでに決定されていた給付額を改定することによって、さらに高く設定されていたのである。

表2(2)の推計結果をみても、なお給付負担比率は高い値を示している。そこで、給付負担比率を引き上げた要因として、改正前の期間における遺族年金の受給額の最低保障額の改定を取り上げて分析する。厚生年金基金制度を導入し給付水準の

大幅引き上げを図った昭和40年の厚生年金法改正に基づいて、遺族年金の最低保障の制度が設けられた。表4は、遺族年金の最低保障額の推移とその上昇率を表したものである。この表から、昭和50年代前半まではその上昇率は約10%以上であったのに対して、昭和50年代後半からはそれ以下の値を示していることである。ただし、昭和48年度の上昇率は、福祉元年といわれた大改正を反映して128%という顕著な値を示している。

我々は遺族年金受給者を妻と仮定してその受給額を遺族をもつ男子に帰属させているので、このような遺族年金受給額の最低保障とその改定は、男子の給付負担比率を増加させる要因となる。その増加の程度がどれだけであったかをみるためには、新規裁定額のインデクセーションの影響を除いて計測を行う必要がある。

そこで、インデクセーションによる給付改定を行わずかつ遺族年金の最低保障額の改定がなかった場合を想定して、コーホート別の受給額を推計

表4 遺族年金の最低保障額の推移

年度(昭和)	最低保障額(円)	最低保障額の上昇率(%)
40	60,000	-
44	96,000	60.0
47	105,600	10.0
48	240,000	127.7
51	396,000	65.0
53	433,200	9.4
55	501,000	15.7
57	547,000	9.2
59	573,000	4.8

注：上昇率は前回改定額に対する増加額の比率である。

出所：筆者作成。

した。表 2(2)と対比できるようにその結果を示したのが、表 2(3)である。

インデクセーションがなされない場合の生涯負担に対する遺族年金最低保障額の改定による給付改善の大きさは、表 2(2)に示された $(B-C)/C$ から表 2(3)のそれを差し引いた値から知ることができる。その結果は、1901 年生まれの男子では 4.25 であり、インデクセーションがなかった場合でも生涯給付の約 4 倍ほど最低保障額の引き上げによって給付改定が行われていたことがわかる。改正前の期間における改定の効果を図っているの、若年世代ほど最低保障の改定を受ける期間が短い結果、この改善率は世代が若いほど低下して 1915 年生まれでは 36% となり、1920 年代生まれの世代についてはほとんど影響を及ぼしていない値を示している³⁾。

このように厚生年金旧法においては、その適用を受ける世代のなかで高齢世代の給付負担比率がとくに高かった要因には、高い水準の新規裁定額がインデクセーションによりさらに給付改善を受けていたことに加えて、遺族年金の最低保障額の引き上げがほぼ定期的になされてきたことが認められる。また、この引き上げによる給付改善の程度は、高齢世代に対してはインデクセーションとほぼ同じ程度であったことを指摘することができる。

以上、給付負担比率を検討した。次に、年金の負担と給付の関係を示すもう一つの指標である年金の内部収益率についてふれる。推計結果は、表 5 に示されている。この計測に当たり、男女とも最長年齢を 90 歳とし、遺族年金はすべて妻が受け取ると想定した。そして、これまでと同じく、妻が受け取った分の年金額は本来それを残した夫に帰属するとし、年金収益率の計算においては男子の受給額に含めた。また、計測時期を 1955 年以降としているので古い世代ほど拠出期間が短くなるが、旧法厚生年金設立以降戦前期から昭和 30 年代までは、保険料率が低くかつインフレが激しかった時期を含むので、その時期の割引現在価値は低いウェイトしか占めないことを留意して、1901 年生まれ以後のどのコーホートにおいても、1955 年か

表 5 旧法厚生年金の内部収益率

生年	男子			女子	
	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)
1901	0.348	0.321	0.272	0.267	0.177
1902	0.329	0.291	0.242	0.272	0.178
1903	0.320	0.278	0.231	0.277	0.180
1904	0.318	0.274	0.230	0.302	0.202
1905	0.326	0.297	0.264	0.306	0.235
1906	0.314	0.281	0.252	0.306	0.236
1907	0.290	0.248	0.221	0.285	0.209
1908	0.282	0.244	0.220	0.285	0.215
1909	0.286	0.243	0.225	0.294	0.226
1910	0.286	0.244	0.229	0.308	0.250
1911	0.286	0.243	0.231	0.301	0.241
1912	0.285	0.236	0.226	0.296	0.233
1913	0.260	0.233	0.225	0.284	0.238
1914	0.267	0.239	0.234	0.295	0.252
1915	0.266	0.243	0.239	0.296	0.259
1916	0.264	0.246	0.243	0.295	0.263
1917	0.256	0.238	0.237	0.292	0.262
1918	0.241	0.225	0.224	0.277	0.256
1919	0.231	0.214	0.213	0.276	0.253
1920	0.204	0.190	0.190	0.253	0.234
1921	0.202	0.190	0.190	0.253	0.238
1922	0.192	0.180	0.180	0.242	0.228
1923	0.184	0.172	0.172	0.231	0.217
1924	0.169	0.155	0.155	0.219	0.204
1925	0.161	0.147	0.147	0.208	0.196

注：(1) 新規裁定額の物価スライド制が採られた現行制度の場合。

(2) 新規裁定額の物価スライド制が採られなかったと仮定した場合。

(3) 新規裁定額の物価スライド制が採られずかつ遺族年金の最低保障額の改定もなされなかったと仮定した場合。

出所：筆者推計。

ら受給を受ける最終時点までの拠出金額と受給金額とから内部収益率を算出して、表 5 に示す比較を行った。

男子の場合きわめて急速に収益率は低下しているが、1925 年生まれコーホートの値は、木村 (1981) による 1930 年生まれコーホートの既婚男子の内部収益率の推定値よりも高い値を示している。これに対して、女子の場合、1910 年生まれまで収益率は上昇しているが、それ以降は減少している。ただし、1925 年生まれの値は、木村 (1981) による 1930 年生まれの未婚女子の収益率よりも高い。給付負担比率の観察にみられるよう、女子

の収益率の上昇要因は、高齢の女子のコホートでは受給要件となる被保険者期間が満たされなかったために受給できなかった被保険者の拠出が各コホートの負担に含まれたことである。

老齢年金新規裁定額の物価スライドによる給付改定がなされなかった場合、1901年生まれの男子と女子それぞれにおいて、収益率は2%ポイントと9%ポイント低下している。男子の収益率の低下の程度が低い、その理由は、男子には遺族年金の受給額が含まれ、これが最低保障額の改定により上昇してきたためである。物価スライドと遺族年金の最低保障額の改定がなかったとした場合の収益率を求めたのが表5(3)である。これから、このような改定をしなければ、1901年生まれ、1905年生まれ、1910年生まれの男子それぞれにおいて7%ポイント、6%ポイント、5%ポイントの収益率の低下が生じたはずであることが理解される。

V おわりに

本稿では、旧法厚生年金を対象に、コホート別の被保険者数、受給者数、および保険料負担額と年金受給額の推計を行い、これらを集計することによって旧法厚生年金財政を跡づけることができることを示した。そして、このような推計方法を利用して、過去に採られてきた受給額の物価スライド制（インデクセーション）が給付と負担の関係にどのような影響を及ぼしたのかを、シミュレーションにより分析した。

インデクセーションされていた旧法厚生年金の純給付額の負担額に対する比率は、男女ともに1をはるかに上回る高い値を示したが、生年が後になる（より若いコホート）ほどその値は低下する。この比率が1以上であることは現役世代からの移転が国庫負担を通じてなされたことを意味するが、その移転の程度もかなり高かった。

そこで、このような高い給付水準をもたらした要因としてインデクセーションがなかった場合の給付額の負担額に対する比率を推計した。老齢年金・通算老齢年金の裁定額のインデクセーションがなかった場合と比較すると、旧法の制度では純

給付・負担比率が数倍程度改善されたことが、さらに遺族年金の最低保障額の改定がなされなかった場合と比較すると、その比率が生年が早いコホートほど改善されていたことが認められた。

このような給付改善の効果は、裁定を受けた世代の受給額の水準の維持ないし向上に役立った反面、現役世代の負担を増大させたことになる。さらに、こうした旧法厚生年金が適用される世代は、これからも年金の恩恵を受けることになる。

以上、本稿の主たる結果について述べた。時代の要請があったとはいえ、財政面からみて旧法厚生年金の給付は、その負担と比してきわめて過大であったといえる。こうした過大な給付の一部が修正されたとはいえ、その後人口の高齢化は予想以上に進んでいる。我々の次の課題は、人口変化に関するいくつかの代替的な予測を用いつつ、今後の厚生年金財政をさぐることである。そして、世代間や生活スタイルの違いによる給付と負担の格差がどのように見込まれるかを、明らかにしていくことである。将来保険料率が30%を超えるような事態となつて、しかもこの格差がきわめて大きくなるとすれば、公的年金のあり方の根本を問い直さなければならないであろう。公的年金は、世代間の互助制度であるという認識が、将来世代にとってどれほど説得的であるか、その答えをさぐらなければならないであろう。

注

- 1) 大改正の行われた1986年度において公表されている旧法厚生年金の給付総額は、老齢年金、通算老齢年金それぞれ5兆2973億円、7671億円であり、各々の推計額は5兆5136億円、8145億円である。誤差率をみると、推計額はそれぞれ3.9%、5.8%ほど過大となった。
- 2) 最低保障額は、遺族年金に関わるものに限定した（3級障害年金や障害手当金に関わる最低保障額は扱わない）。本稿では、『事業年報』の制度の沿革に関する付録に改正時点が示されたものを指す。遺族年金の給付額の算定式に被保険者期間が含まれ、夫（主たる生計者）の被保険者期間が短い場合には給付額がわずかなるので、こうした給付額低下を防ぐための年金給付として、寡婦の遺族に対して40歳から65歳になるまでの間に加算される、いわゆる中高齢寡婦加算と、65歳以上の寡婦に対する経過的寡婦加算があり、これ

らが遺族年金に追加されて支給される。1986年度の改正以後、旧法遺族年金と旧法通算遺族年金の受給者は、旧法での各々の年金と新厚生年金による遺族厚生年金のうち、高い額の年金を選択することができる。また、妻が65歳以上になって、妻がそれ以前に遺族年金を受給しながら厚生年金被保険者として働いていた場合には、被保険者期間が満たされ新法施行後に受給資格を得る限り、老齢年金の受給も可能になる(本稿では、夫の被保険者期間中に遺族年金対象者となった60歳未満の妻を含むため)。この場合には、旧法による遺族年金と新法による遺族厚生年金の選択に加えて、(遺族厚生年金+基礎年金)のうちの高い方を選択して受けることができる。このような制度的背景により、少なくとも最低保障額以上の年金が、旧法遺族年金対象者には支給されていたと考えられる。

- 3) 昭和19年(1944年)に、労働者保険法が改正されて、適用事業所が規模5人以上の工場・事業所に広げられ、対象者も男子工場労働者に加えて、女子と一般職員も加えられ、その保険が厚生年金と改称された。つまり、1914年生まれ(昭和19年に30歳)の世代より若い世代では、より広い範囲の男子に対して被保険者期間を満たす機会が与えられたので、最低保障額がない場合にも、1914年生まれ以降の世代のうちいくつかの世代では、 $(B-C)/C$ の値がそれ以前の世代よりも高い値を示した。他方、1922年生まれ以降の世代では、昭和40年代以後60~65歳になるまでの15~20年間に、昭和30年代までは3%台以下であったのに、5.5%から10.6%にまで引き上げられた保険料率に従って拠出したために、 $(B-C)/C$ の値が低下する傾向が現れている。

参考文献

- 麻生良文(1992a)「厚生年金制度による世代間所得移転」郵政研究所『郵政研究レビュー』第2巻、1992年3月
- (1992b)「厚生年金制度による所得移転——世代類型、所得水準との関係」『経済研究』第43巻、第2号
- 跡田直澄他(1989)「人口の高齢化と税・年金制度：コーホート・データによる制度改革の影響分析」帝塚山大学ディスカッション・ペーパー
- 植田和男・岩井睦雄・橋本元秀(1987)「公的年金と世代間所得移転」『フィナンシャル・レビュー』第6号、大蔵省財政金融研究所
- 牛丸 聡(1982)「厚生年金の財政収支について」『日本労働協会雑誌』通巻276号
- 小椋正立・西元 享(1984)「厚生年金の効果にかんするシミュレーション分析」『季刊・現代経済』第56号
- 木村陽子(1981)「厚生年金加入者間の収益率格差」『大阪大学経済学』第31巻、第1号
- 橋本俊詔・下野恵子(1982)「内部収益率からみた厚生年金制度の所得再分配効果」『労働協会雑誌』第24巻、第4号
- 高山憲之(1981)「厚生年金における世代間の再分配」『季刊・現代経済』第43号
- 田近栄治他(1993)『高齢化社会に対応する社会システムの検討に関する調査研究——年金』、中間報告、財政経済協会
- 野口悠紀雄他(1986)『公的年金の今後のあり方』ソフトノミックス・フォローアップ研究会報告書No.29、大蔵省委託研究
- 八田達夫・小口登良(1989a)「賦課方式から積立方式への移行」『季刊・社会保障研究』第25巻、第1号
- ・——(1989b)「賦課方式から積立方式への移行と財政収支」『季刊・社会保障研究』第25巻、第2号
- 濱本知寿香(1992)「公的年金の世代間格差に関する研究」『季刊・社会保障研究』第27巻、第4号
- 本間正明・跡田直澄(1984)『年金の経済分析』、関西経済研究センター
- 牧 厚志・古川 彰・渡辺信一・田村浩之(1991)「公的負担の増加、人口高齢化による家計貯蓄率の変化」『郵政研究レビュー』通巻第1号
- 和田静夫(1992)『年金白書』、福祉総合研究所
- 『厚生指標・臨時増刊 保険と年金の動向』昭和63年、厚生統計協会
- 健康保険組合連合会編(1988)『社会保障年鑑』1988年版、東洋経済新報社
- 厚生省年金局・社会保険庁年金保険部編(1968)『厚生年金保険25年史』、厚生団
- 『事業年報』、社会保険庁、各年度版
- 『賃金構造基本調査報告』、労働省、各年度版
- 『年金と財政』厚生省年金局数理課監修 平成元年、昭和54年、昭和49年版
- (かねこ・よしひろ 日本労働研究機構研究員)
- (たちか・えいじ 一橋大学教授)